

鳥取県立鳥取療育園 給食委員会設置要綱

(目 的)

第1条 鳥取療育園(以下、「当園」)は肢体不自由児や発達障害児の外来部門、通園部門で医療福祉サービスを提供する機関である。通園部門を利用する子どもに対して、サービスの一環として給食が提供される場合がある。一般に児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理は、子どもの健やかな発育・発達を目指し、子どもの食事・食生活を支援していくという視点が大切とされる。

当園はさらに、食事の提供と食育を一体的な取組として行っていくことが重要と考える。その際、一人一人の子どもの発育・発達への対応を行いながら適切に進めていくことが重要であり、子どもの発育・発達状況、健康状態・栄養状態と合わせ、養育環境等も含めた実態の把握が必要でもある。

施設内では様々な場での関りがあり、全職員が一体となり進めていくことが大切であり、多職種の連携も重要である。あわせて、子どもを中心として、家庭からの相談に対する支援や家庭との連携、地域や関係機関との連携を深めながら、食を通じた支援も求められている。食事の提要にあたっては、「日本人の食事摂取基準」の適切な活用、食育の視点からの食事の内容や衛生管理についても配慮しながら進めていく必要がある。

本要綱は当園における給食提供に関する考え方、給食委員会設置について示すものである。

(委員会の組織)

第2条 委員会の長および委員は、園長が指名する。

- (1) 委員会は委員長が招集し、検討すべき事項等は、各委員にあらかじめ通知する。
- (2) 委員会は、栄養事務及び給食業務の適正な管理・運営を目的として必要に応じて開催するとともに、所掌事務に係る検討を行うため、随時会議を開催する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 給食事務の適正な管理・運営に関すること
- (2) 異物混入等発生対応マニュアルの作成及び職員への通知
- (3) 食形態の管理に関すること
- (4) その他給食提供に関すること

(職員の責務)

第4条 職員は委員会が円滑に運営できるよう、委員会の求めに積極的に協力しなければならない。

(参考人)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、関係職員及び職員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日をもって施行する。

この要綱は、令和6年5月17日をもって改正する。

この要綱は、令和7年5月16日をもって改正する。